

# 総務省

Ministry of  
Internal Affairs  
and Communications



January  
2013  
Vol.145

1月号

特集

## 政策評価を より正確に、 より身近に



MIC FOCUS

### 労働力調査の調査票が 平成25年1月から 切り替わります

地方のかがやき

住民の団結力と行動力で  
地域力向上を図るまち

### 茨城県 常陸太田市

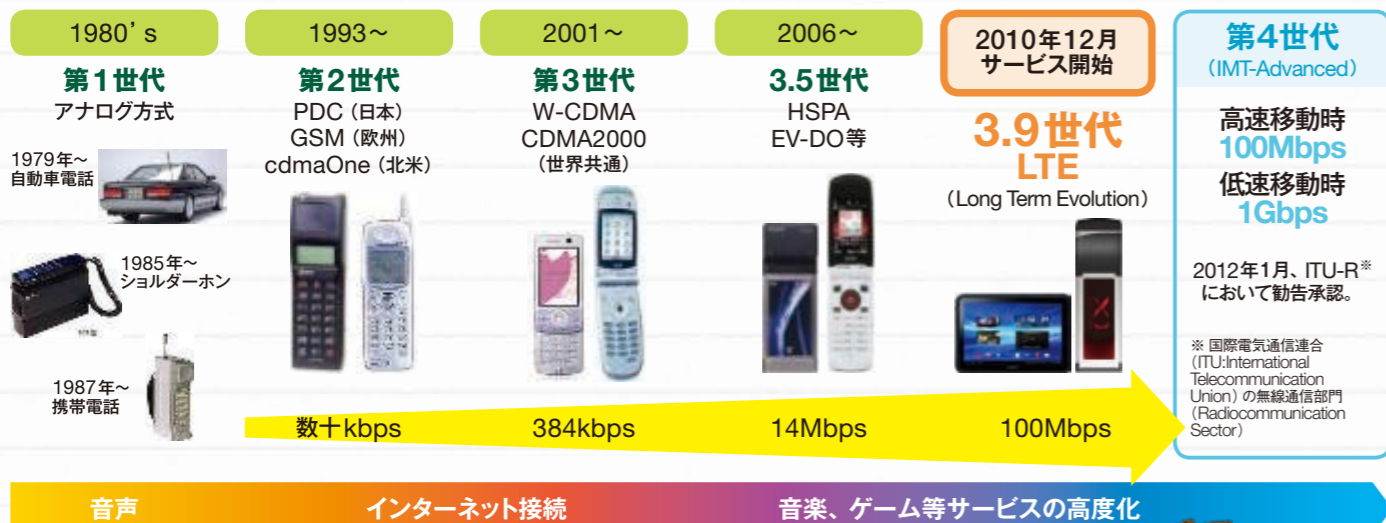


今月の  
キーワード

# LTE (3.9世代携帯電話)

【LTE】えるていーいー

従来の携帯電話(第3世代/3.5世代)よりも高速な通信が可能な携帯電話の方式で、世界各国でサービスが開始され始めています。なお、従来の携帯電話よりも高速なサービスであることから、第4世代を意味する4Gと呼ぶ人もいますが、法令上は3.9世代(3.9G)が正式な名称です。



携帯電話の通信速度は、めざましいスピードで高速化しています。LTEの通信速度は10年前の技術である第3世代携帯電話の数百倍で、例えば、第3世代携帯電話では1分以上かかった音楽ファイルのダウンロードが、1秒以内で完了します。



## どんな技術が使われているの?

### 情報伝送方式の高度化

変調方式(電波に情報を乗せる方法)を変更し、一度に送れる情報量を増やすとともに、多数の利用者が同時に効率よく情報を送れるようにしました。

### アンテナ技術の高度化

MIMO(マイモ)と呼ばれる、データの送信側と受信側のそれぞれで複数のアンテナを使う技術を導入し、複数の情報を同時に送れるようにしました。

### 利用周波数幅の拡大

従来よりも広い周波数幅(最大4倍)を同時に使用することで、多くの情報を同時に送れるようにしました。

**LTEとは?**  
最近、携帯電話のテレビCMなどで、LTEという言葉を聞いたことがある人も多いのではないのでしょうか。なんだかすごそう名前ですが、いったいどのような技術なのか、ご存じでしょうか。  
LTEとは、増え続けるデータ通信量に対応するため、限られた電波をより効率よく使いつつ、従来の携帯電話より更に高速なサービスを実現するために、左のような新しい技術を用いて高度化した携帯電話のことです。  
また、携帯電話の基地局側の

**更なる高度化を目指して**  
総務省では、2015年度の導入を目指してLTEの次の世代の携帯電話の検討を進めています。より高速で便利なサービスが皆さまに提供可能となるように、携帯電話は日々進歩を続けていくのです。  
ネットワーク構成をシンプルにすることで、遅延が少ないネットワークを実現しています。  
日本では、2010年12月から順次サービスが開始され、現在ではすべての携帯電話事業者がLTEを利用したサービスを提供しています。

# 総務省

Ministry of  
Internal Affairs  
and Communications



January 2013 Vol.145  
2013年1月1日発行

1月号

実はここにも総務省  
LTE



詳しくは  
となりのページへ

## CONTENTS

3 キーワードで日本がわかる!  
LTE (3.9世代携帯電話)

4 特集  
政策評価を  
より正確に、より身近に

## MIC FOCUS

8 労働力調査の調査票が  
平成25年1月から  
切り替わります

## MIC NEWS

12 平成25年1月から  
サービス産業動向調査が  
大きく変わります

14 1月26日は「文化財防火デー」

16 MCA無線・電子タグシステム  
(RFID)の周波数が変わります!

18 第62回全国統計大会を  
開催しました

## 地方のかがやき

20 住民の団結力と行動力で  
地域力向上を図るまち  
茨城県 常陸太田市

# 政策評価をより正確に、より身近に

## 政策評価の点検と「政策評価ポータルサイト」の立ち上げ

総務省行政評価局が10月30日に公表した租税特別措置等に係る政策評価の点検結果と、11月に立ち上げた「政策評価ポータルサイト」（詳しくは7ページ）についてご紹介します。

政策評価とは

政策評価は、各府省が自らその政策の効果を把握・分析し、評価を行うことにより、企画立案や実施に役立てるものです。

このような機能は、Plan（企画立案）→Do（実施）→Check（評価）→Action（企画立案への反映）という政策のマネジメント・サイクルの働きとして考えることができます。

**総務省による政策評価の点検（客観性担保評価活動）**

総務省では、各府省横断的に第三者的な立場から評価の質の向上とそれを通じた政策の見直し・改善を目指して点検を行っています。今年は、特に予算編成に関係の深い「租税特別措置等」、「公共事業」等の政策評価を対象に点検を行っています。

次ページからは、昨年10月30日に公表した、租税特別措置等に係る政策評価（以下、「租税評価」という。）の点検を例に総務省の客観性担保評価活動をご紹介します。

## 租特評価の枠組み

### 評価の観点

#### 合理性

時代に合ったものになっているか？

#### 有効性

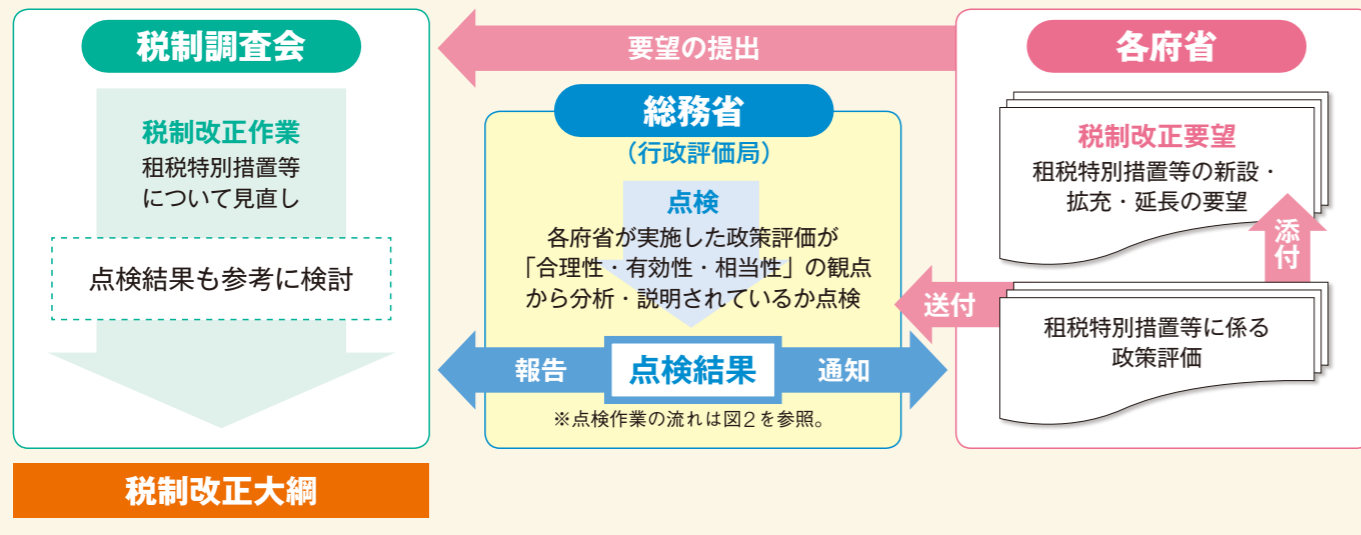
税収減に見合う費用対効果があるか？

#### 相当性

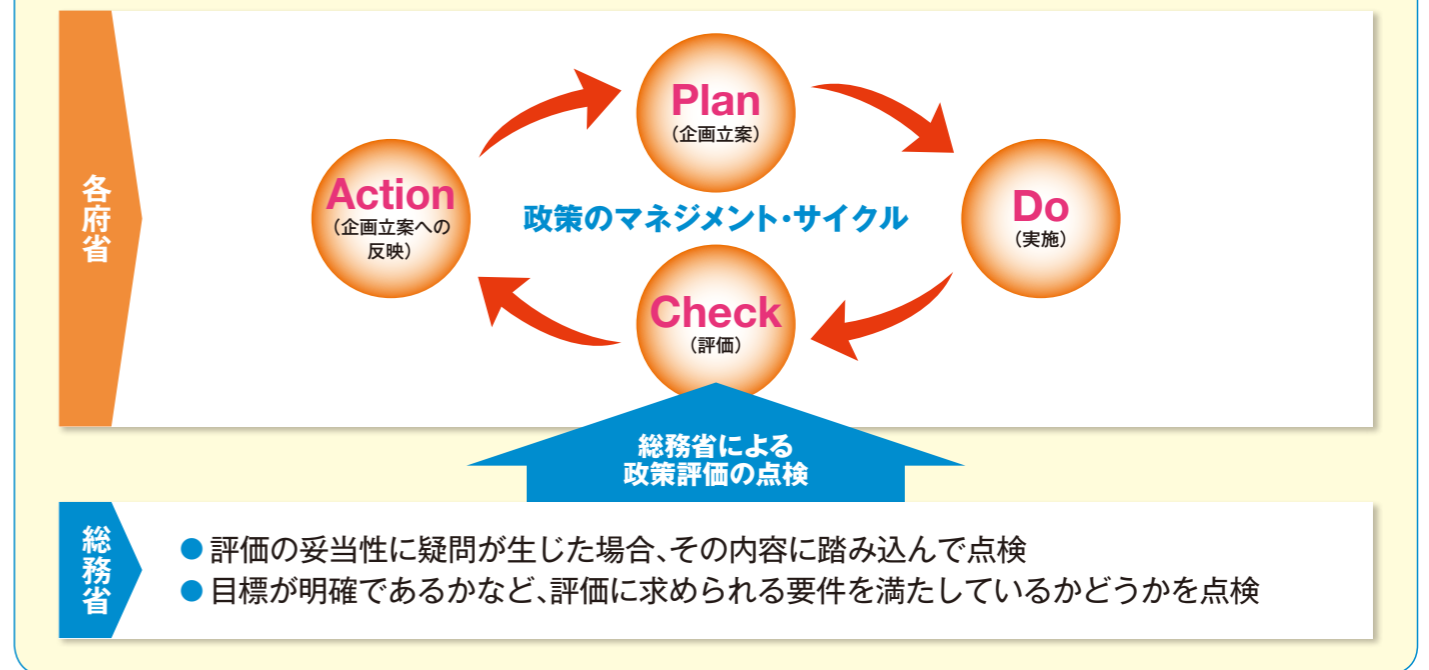
補助金等より減税措置を用いる優位性があるか？

- 租税特別措置等とは、ある政策目的の実現のために、特定の要件に該当する場合には、税負担を軽減又は加重する措置のことを言います。税負担の公平の原則の例外となるため、これが正当化されるためには、納税者が納得できるものでなければいけません。
- その透明化や適切な見直しのため、政策評価の果たす役割は大きく、平成22年5月には、
  - ・ 政策評価法施行令の改正
  - ・ 租特評価ガイドラインの策定
 により、法人税関係の租特評価が義務付けられ、各府省は租特評価を実施し、政府における税制改正作業の有用な情報とするともに、国民への説明責任を果たすこととされました。
- 総務省は、各府省が実施した租特評価が「合理性・有効性・相当性」の観点から説明・分析されているかを点検しています。また、点検過程において各府省から補足説明を求め、税制改正作業に有益な情報として整理し、評価書の内容を充実させています。点検結果は、補足説明と併せて政府税制調査会に報告するとともに公表しています。

図1 租特評価フロー



## 政策評価の位置づけ



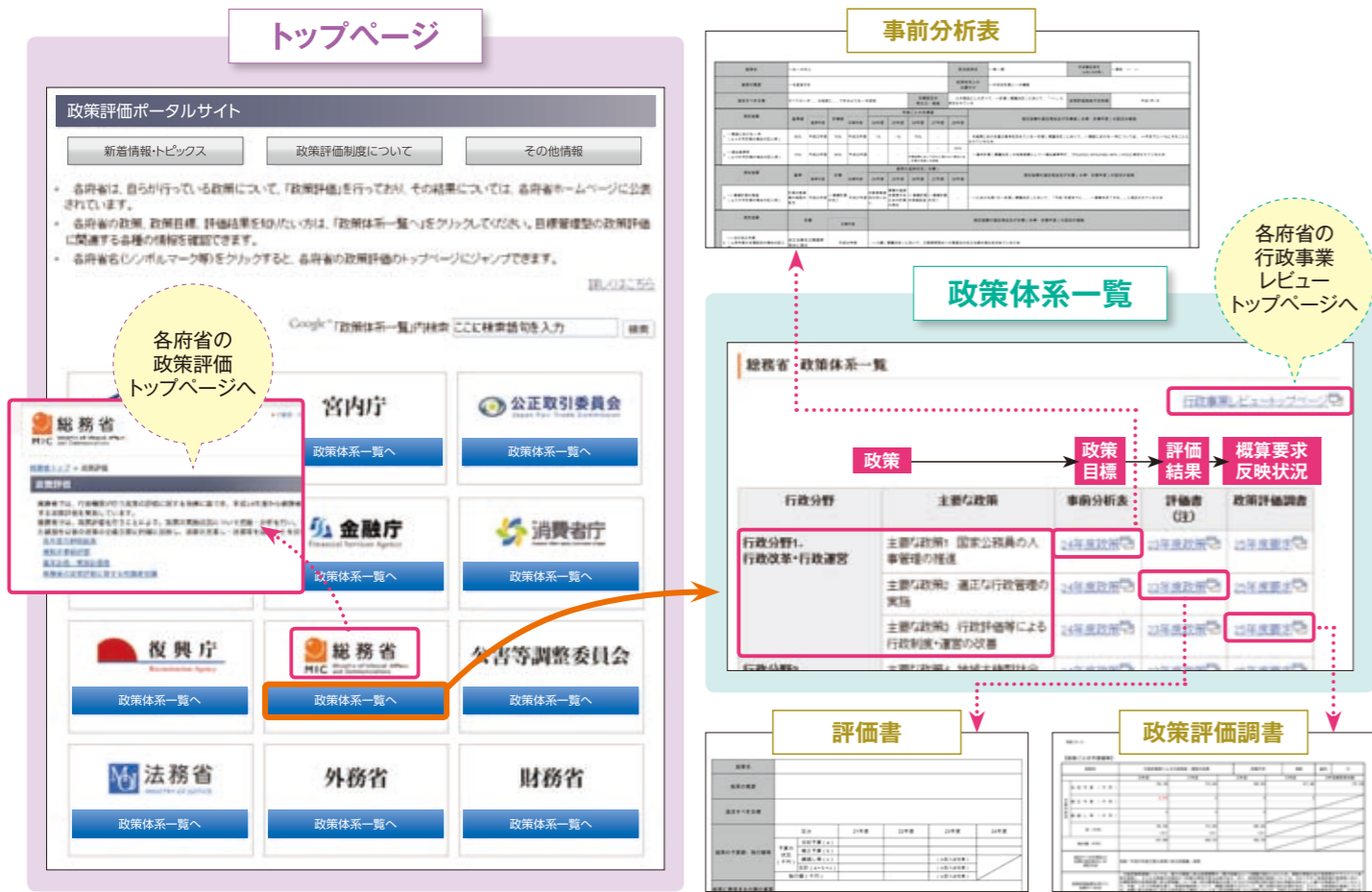
# 政策評価のホームページをリニューアル!

— 「政策評価ポータルサイト」のご案内 —

各府省はそれぞれのホームページで政策評価に関する情報を公開していますが、政策評価ポータルサイトは、これらの情報を結び付け、一カ所ですべて把握できるようにしました。

また、各府省の「政策体系」主要な施策に関する「目標」「評価情報」及び「概要要求への反映状況」を関連付けることにより、利用者が探したい情報を一目で分かりやすく、簡単に目的の情報にたどり着けるように整理しました。ぜひ活用ください。

- 1 「政策評価の総合窓口」をリニューアル**  
総務省ホームページ上の「政策評価の総合窓口」を「政策評価ポータルサイト」としてリニューアルし、政策評価に関連する各種情報をより分かりやすく、使いやすく閲覧できるようにしました。
- 2 政府全体の政策評価に関する情報を一カ所で把握**  
各府省はそれぞれのホームページで政策評価に関する情報を公開していますが、政策評価ポータルサイトは、これらの情報を結び付け、一カ所ですべて把握できるようにしました。



URLは次のとおり▶ [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html)

総務省トップページ政策ズームアップバナー  から直接アクセスできます。

# 租特評価の点検結果

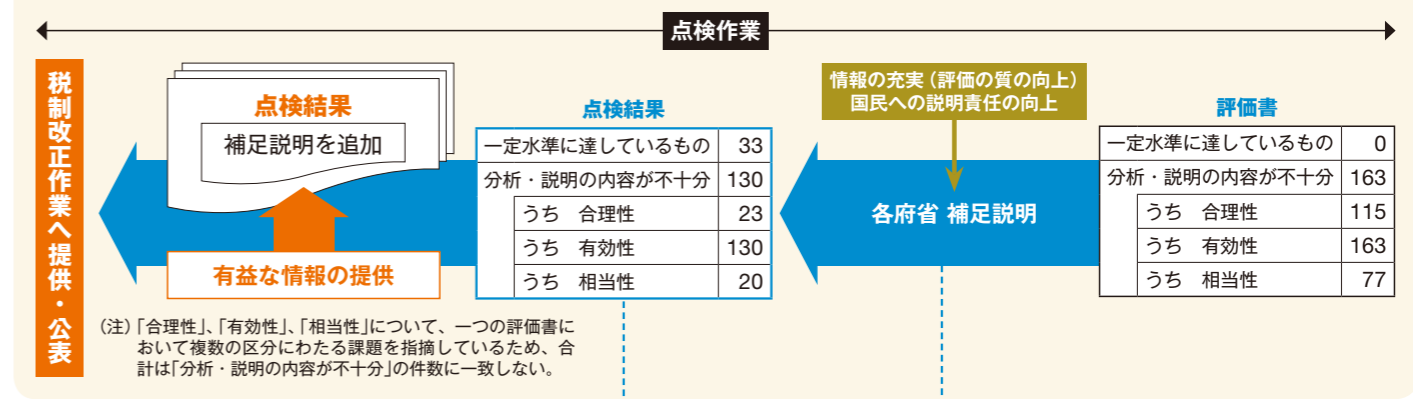
総務省は、今年度各府省で実施された租特評価について、点検を実施しました。(163件)

評価書では、163件全件に説明・分析が不十分な点がありました。しかし、各府省に補足説明を求めた結果、十分に説明がなされた評価書が33件となり、その他の評価書の多くも、一部説明不足の項目は残ったものの、説明内容は大きく充実しました。

しかしながら、特に有効性(費用対効果)に関する説明・分析については、依然として多くの評価書(163件中130件)で課題が残りました。

有効性(費用対効果)は租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報であり、今後、説明・分析の内容の更なる充実、説明責任の向上を図っていく必要があります。

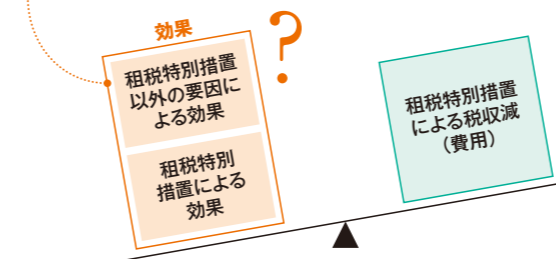
図2 点検作業の流れ



それぞれの評価書について、説明不足として残った課題を指摘

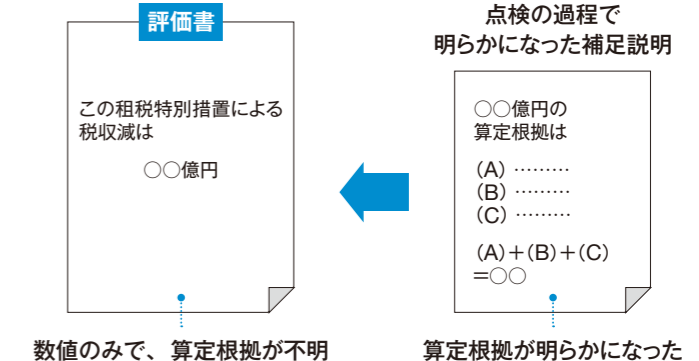
課題の例 有効性(費用対効果)の説明が不十分な例

租税特別措置以外の要因による効果を含めて効果としているため、説明に疑問あり



評価書上は明らかでなかった点を点検によって明らかにし、評価内容を充実

イメージ



数値のみで、算定根拠が不明 → 算定根拠が明らかになった

# 基礎調査票の主な変更点

9 「当月の1か月間に仕事をした日数」を追加しました。

8 「月末1週間（ただし12月は20日から26日）に仕事をした時間」に「日数」を追加しました。

12 「勤め先・事業主等の名称・事業内容」について、労働者派遣事業所の派遣社員の把握方法を「派遣元」から「派遣先」に変更しました。

11 「勤め先における呼称」について、「契約社員・嘱託」の選択肢を「契約社員」と「嘱託」に分割した上で、特定調査票から基礎調査票に移動し、毎月調査する事項としました。

10 「従業上の地位」について、「常雇の人」の選択肢を、「無期の契約」と「有期の契約」に細分化しました。

## 特定調査票にも変更点があります

- 非正規雇用の拡大が進む中、その背景を把握するため、非正規雇用に関した理由に関する項目を新たに追加しました。これにより、非正規雇用者の詳細な実態が明らかになり、非正規雇用の増加の背景等に関する分析に当たり有用なデータを得ることができます。
- 高齢化の進展により仕事探しができない者を的確に把握するため、就業希望者の非求職理由の選択肢について、「家事・育児のため」を「出産・育児のため」と「介護・看護のため」に細分化しました。これにより、就業と介護との関係やワーク・ライフ・バランスの進展に関する分析が可能となります。

特定調査票（オモテ）

# 労働力調査の調査票が平成25年1月から切り替わります



ニュースなどで報道される「就業者数」や「完全失業率」。これらは、毎月行われる「労働力調査」の結果にもとづいています。雇用や失業の状況の的確な把握のために実施している労働力調査ですが、このたび、より適切に現状を把握することを目的として調査票が切り替わります。

基礎調査票（オモテ）

## 労働力調査の見直し

労働力調査は、我が国における毎月の最新の就業・不就業の実態を明らかにする重要な調査です。近年、非正規雇用者の増加や少子・高齢化に伴う働き手の減少が社会全体の課題となっており、ことから、こうした実態を的確に把握するため、11年ぶりに調査事項を変更し、1月の調査から、新たな調査票様式に切り替えることとしました。

## 今回の見直しにより新たにわかること

- 「月末1週間の就業時間」を「月末1週間の就業日数」で除し、これに「月間就業日数」等に乗じることにより、個人の属性別に年間の総実労働時間の推計が可能となります。（基礎調査票⑧、⑨）
- 「常雇の人」を1年超の有期雇用契約者と期間の定めのない者に分離して、有期雇用契約者数の推計が可能となります。（基礎調査票⑩）
- 「勤め先における呼称」の調査頻度を四半期ごとから月ごとに変更し、非正規雇用者に関するより詳細なデータを迅速に利用できるようになります。（基礎調査票⑪）
- 派遣先企業等の労働投入量に派遣労働者による分も追加され、産業別の労働投入量の正確な推計が可能となります。（基礎調査票⑫）



# 「完全失業率」は 労働力調査でわかります!

労働力調査は  
毎月実施しています

労働力調査は、我が国の雇用や失業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく政府の基幹統計調査です。全国から無作為に選定された約4万世帯の15歳以上の方々（約10万人）を対象に、総務省統計局が都道府県を通じて毎月実施しています。

労働力調査の結果から、新聞やテレビなどで取り上げられている「完全失業率」や「就業者数」などがわかります。それ以外にも、正規・非正規雇用者の割合や産業別就業者の推移などのデータを公表し、国内における雇用や失業の状況を明らかにしています。

国や地方の雇用対策に  
役立てられます

結果の公表は、毎月、原則として調査月の翌月末に行われます。結果は、政府が毎月発表す

る月例経済報告において、雇用の重要な指標として景気の分析に利用されるほか、国や地方公共団体を通じた緊急雇用対策や若年者雇用対策、大学や研究機関における雇用失業問題の研究などの重要な基礎資料として幅広く活用されています。

調査員が訪問します

労働力調査では、調査対象となる世帯を全国から統計的な方法によって、約4万世帯をかたよりに選定しており、どなたでも調査対象となります。選定された世帯には、調査員が訪問し、調査票への記入をお願い

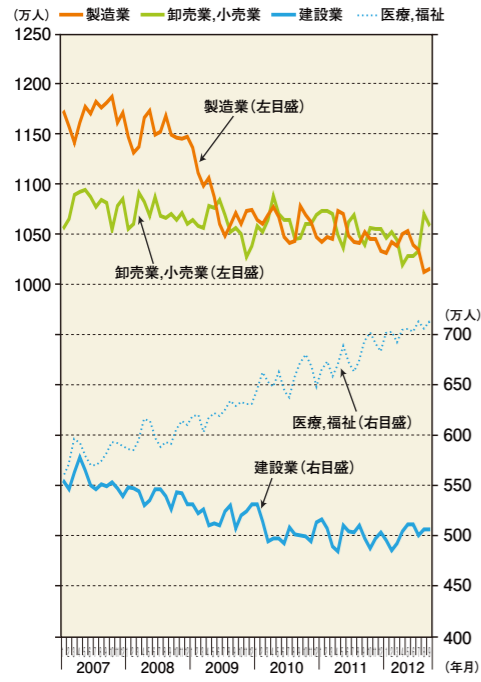
しています。

なお、調査員は調査対象となる地域の都道府県知事が任命した特別職の地方公務員で、都道府県知事が交付した「調査員証」を必ず携帯しています。

みなさまのご回答が  
雇用対策の道しるべに

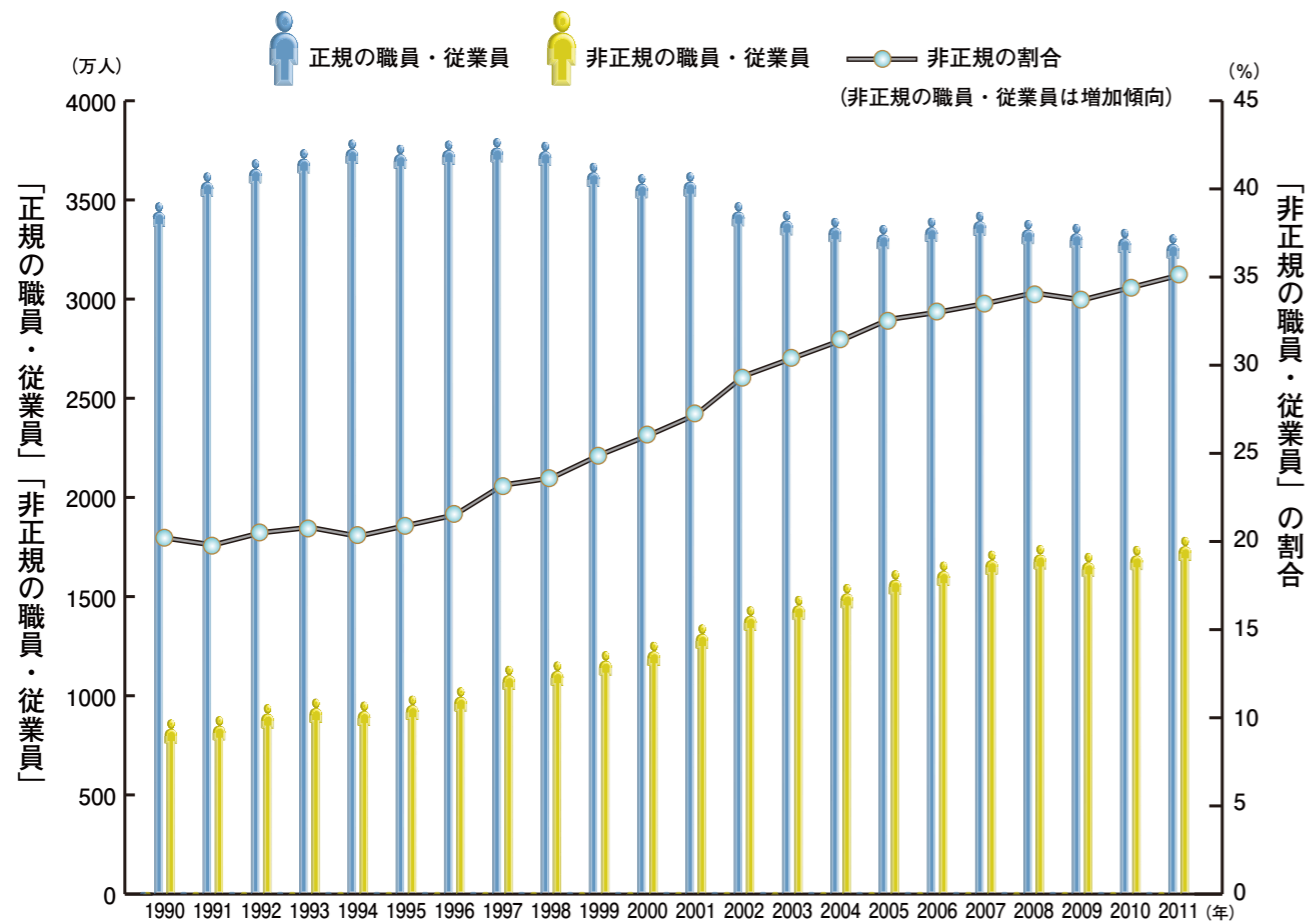
労働力調査は、暮らしにかかわる雇用や失業の状況を的確に把握し、各種の雇用対策を立案していくために不可欠な調査です。正確な統計の作成のために調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

## 主な産業別就業者の推移



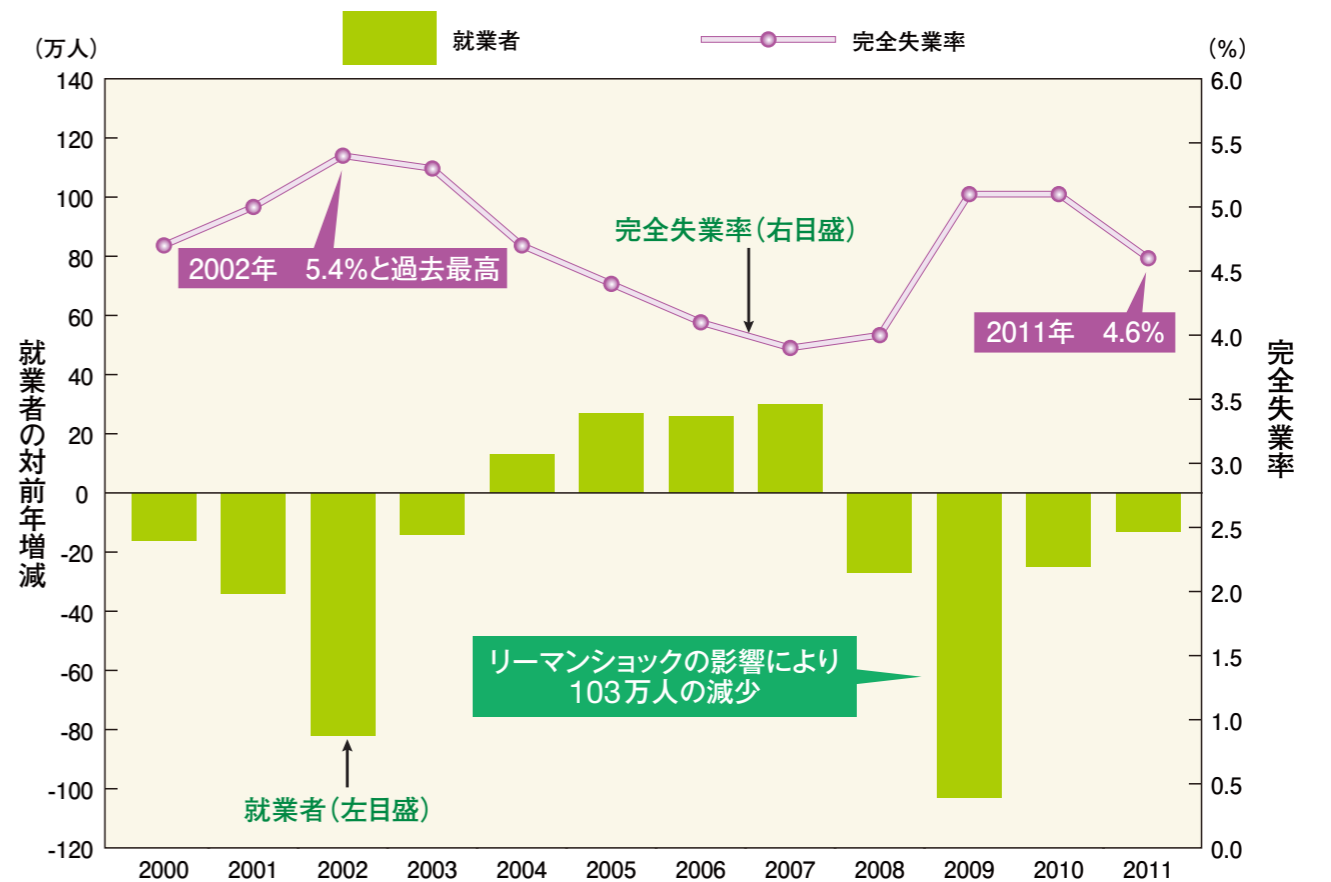
※2011年3～8月は補完的に推計した結果、また2007年1月～2011年12月までの結果は時系列接続用の補正した結果である。

## 正規・非正規の職員・従業員数及び非正規の割合



※2011年は補完的に推計した結果

## 就業者の対前年増減及び完全失業率の推移



※2011年は補完的に推計した結果

# 平成25年1月から サービス産業動向調査が大きく変わります



今やGDPの約7割を占め、多様化が進むサービス産業の実態をより詳細に把握します。

平成25年1月から  
大きく変わります

- 平成25年1月から、サービス産業の活動実態をより詳細に把握するため、次のように調査内容を充実させます。
- これまで調査していた売上高（金額）に加えて、利用者数、契約者数、取扱件数などのサービスの需要（量）について、その増減を調査します。
- これまでは事業所を単位に調査していましたが、資本金1億円以上の企業などは企業単位に変更して、企業全体について調査します。
- 年一回、調査対象に約43000事業所を追加して、都道府県別の売上高を調査します。

## 調査のあらまし

|           |  |
|-----------|--|
| 調査の対象     | 月次調査(毎月): サービス産業に属する約13,000企業と約26,000事業所が対象です。<br>年次調査(毎年6月): 毎月の調査対象に約43,000事業所を追加します。  |
| 調査事項      | 月次調査: 月間売上高、需要動向、事業従事者数などを調査します。<br>年次調査: 年間売上高(企業を対象とする調査は、都道府県別)、事業従事者数などを調査します。   |
| 調査の方法     | 郵送により調査票を配布・回収します(希望によりインターネットを利用した回答も可能)。<br>調査は、(株) インテージリサーチ及び(株) サーベイリサーチセンターの共同企業体が「サービス産業動向調査実施事務局」として実施します。   |
| 公表方法      | 月次調査の結果は、毎月末に総務省統計局のホームページに掲載(調査した月の翌々月に「速報」、5カ月後に「確報」として公表)します。<br>年次調査の結果は、総務省統計局のホームページに掲載(調査した年の12月に「速報」、翌年の秋ごろに「確報」として公表)します。   |
| 調査対象となる産業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>情報通信業</b><br/>携帯電話サービス、放送局、ソフトウェア開発、インターネット・ショッピング・サイト運営、新聞社、映画・テレビ番組制作会社 など</li> <li>● <b>運輸業、郵便業</b><br/>鉄道、路線バス、タクシー会社、貨物運送業、宅配便、トランクルーム業、梱包業、航空運送業 など</li> <li>● <b>不動産業、物品賃貸業</b><br/>土地売買、土地建物仲介、レンタルビデオ業、ウィークリーマンション賃貸業、駐車場、不動産管理、レンタカー など</li> <li>● <b>学術研究、専門・技術サービス業</b><br/>建築設計事務所、弁護士法人事務所、行政書士事務所、経営コンサルタント、写真館、広告代理業 など</li> <li>● <b>宿泊業、飲食サービス業</b><br/>喫茶店、ホテル、旅館、独身寮、中華料理店、居酒屋、ファミリーレストラン、すし屋、そば屋 など</li> <li>● <b>生活関連サービス業、娯楽業</b><br/>美容業、理容業、クリーニング業、銭湯、冠婚葬祭業、映画館、カラオケボックス など</li> <li>● <b>教育、学習支援業</b><br/>学習塾、公民館、ピアノ教室、図書館、スイミングスクール、美術館、動物園、水族館 など</li> <li>● <b>医療、福祉</b><br/>病院、内科医院、歯科診療所、訪問介護業、あんまマッサージ、老人ホーム、保育所、市町村保健センター など</li> <li>● <b>サービス業(他に分類されないもの)</b><br/>自動車整備業、廃棄物処理業、表具業、警備業、労働者派遣業、ビルメンテナンス業、ビル清掃業 など</li> </ul> |

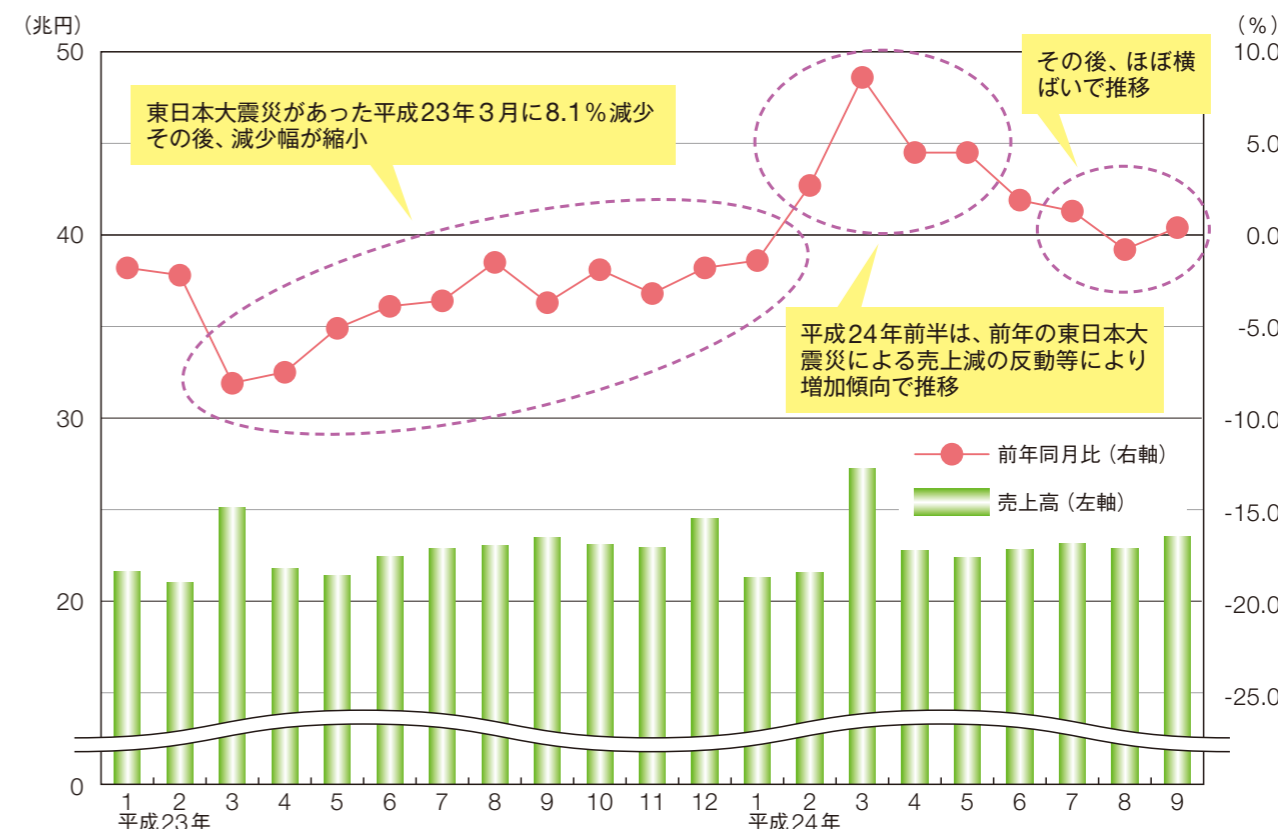
調査対象として、選定された企業及び事業所におかれましては、ぜひ調査のご回答をお願いいたします。

## サービス産業動向調査とは

サービス産業動向調査は、サービス産業の売上や雇用の動向を明らかにするために、全国の約39000事業所、店舗等を対象に毎月実施している調査です。調査結果は、国や都道府県の産業政策、GDPをはじめとする経済指標の正確性向上、民間企業における経営判断などに役立てられます。



## サービス産業動向調査の毎月の結果からこんなことが分かります



## 第59回文化財防火デー消防訓練予定のお知らせ

- 浅草寺（東京都台東区）  
平成25年1月23日（水）9時30分～
- 善導寺（福岡県久留米市）  
平成25年1月26日（土）14時～

その他の予定につきましては、お近くの消防署へお尋ねください。



浅草寺二天門（重要文化財）



善導寺本堂（重要文化財）

### 文化財防火デーにともなう主な消防訓練等実施文化財（過去5年間）

| 開催年        | 文化財     |         |
|------------|---------|---------|
| 平成20年 第54回 | 二荒山神社   | 栃木県日光市  |
|            | 正福寺     | 東京都東村山市 |
| 平成21年 第55回 | 専修寺     | 三重県津市   |
|            | 寛永寺     | 東京都台東区  |
| 平成22年 第56回 | 旧善通寺偕行社 | 香川県善通寺市 |
|            | 本門寺大堂   | 東京都大田区  |
| 平成23年 第57回 | 功山寺仏殿   | 山口県下関市  |
|            | 護国寺     | 東京都文京区  |
| 平成24年 第58回 | 国宝二条城   | 京都府京都市  |
|            | 大國魂神社   | 東京都府中市  |

※写真提供：文化庁



※写真提供：京都市消防局



第58回文化財防火デー消防訓練 国宝二条城（京都府京都市）

※参考URL（文化庁ホームページ）：<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/aigo/bousai.html>

# 1月26日は「文化財防火デー」

文化財は国民共通の貴重な財産であり、火災による焼失等から保護して後世に残すことは、私たちの極めて重要な責務です。貴重な文化財を火災、震災その他の災害から守るには、地域ぐるみ、住民ぐるみの取組が大切です。

### 文化財防火デーとは？

昭和24年のこの日は、世界的至宝で1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼損した日にあたります。その後も文化財の消失等が相次いだことから、消防庁と文化庁では、文化財を災害から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的として、昭和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開しています。

近年の重要文化財建造物やこれに準ずる歴史的に価値の高い建造物において、火災の被害を受けた例としては、平成19年5月及び平成20年1月には神奈川県藤沢市の旧モリガン邸本棟等が、平成20年5月には大阪府吹田市の吉志部神社本殿（重要文化財）が焼失しており、平成21年3月に

は奈良県天理市の石上神宮摂社出雲建雄神社拝殿（国宝）、神奈川県横浜市旧住友家侯野別邸（重要文化財）、神奈川県大磯町の旧吉田邸が焼失したことが挙げられます。また、海外では、平成20年2月に韓国ソウル市の国宝南大門で火災が発生しており、こうした火災等から文化財を守っていくことの大切さを改



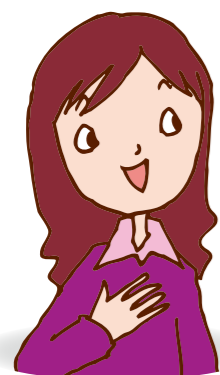
第58回文化財防火デー消防訓練 大國魂神社（東京都府中市）



めて認識させられます。文化財を災害から守るには、関係機関や文化財関係者のみならず文化財周辺地域住民との連携・協力が必要です。ぜひこの「文化財防火デー」を機会に、地域ぐるみ、住民ぐるみで文化財愛護に関する意識と防火・防災意識の高揚に努めましょう。



# MCA無線・電子タグシステム(RFID)の周波数が変わります!



**Q**  
現在使用中のものはどうすればいいですか?

**A** 現在使用中の旧周波数帯のシステムを引き続き使用する場合は、新周波数帯に移行していただく必要があります。移行期限は、周波数使用期限の平成30年3月31日までです。

- 平成30年4月1日以降、旧周波数帯で使用していると電波法違反\*となり、罰せられる場合がありますので、スケジュールに十分余裕をもって円滑に移行してください。

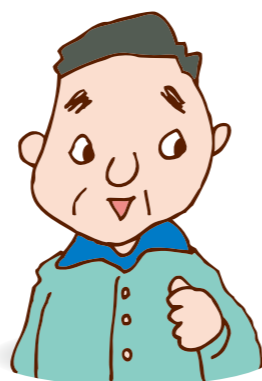
\*平成30年4月1日以降は、技術基準適合証明等の効力がなくなりますので、不法開設となり、電波法第110条により懲役1年以下又は罰金100万円以下に処せられる場合があるほか、携帯電話の無線設備の機能に障害を与えた場合は、電波法第108条の2により懲役5年以下又は罰金250万円以下に処せられる場合があります。

**A**

- 移行費用は、旧周波数帯で新たに携帯電話事業を行うソフトバンクモバイル株式会社が負担します。負担の対象となるのは、周波数移行に必要な①設備費、②工事作業費、③ソフトウェア改修費となります。
- 実際の費用負担については、ソフトバンクモバイル株式会社と協議を行い、合意した内容となります。また、移行費用負担の対象は周波数の使用期限前までに移行するものに限りです。

**Q**

移行にかかる費用はどのようになるの?

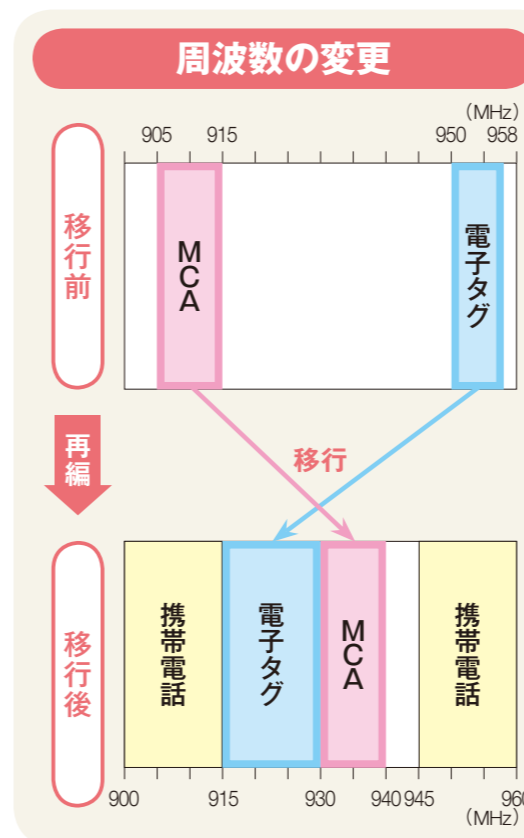


**Q**

ソフトバンクモバイルと協議する方法を教えてください。

**A**

- 免許又は登録を受けている方は、ソフトバンクモバイル株式会社から協議の実施手順について通知がなされていますので、それに従って協議を開始してください。
- 免許不要の無線設備(特定小電力無線局である電子タグシステム)をお使いの方は通知が行われませんので、下記のソフトバンクモバイル株式会社の窓口へ連絡して、周波数移行のための協議を開始してください(余裕をもった計画を立て、早期に920MHz帯へ移行していただくようお願いいたします)。



**MCA無線・電子タグシステムをお使いの皆さまへ**  
ひっ迫する携帯電話用周波数の確保のため、平成30年3月31日までに、現在900MHz帯の周波数を使用するMCA無線は930MHz帯へ、950MHz帯の周波数を使用する電子タグシステム(RFID)は920MHz帯へ、それぞれ移行することとなりました。そのため、現在ご使用中の

900MHz帯MCA無線や、950MHz帯電子タグシステムは、平成30年4月1日以降、使用できなくなります。周波数を移行するために必要とされる費用は、新たにその周波数帯で携帯電話事業を行うソフトバンクモバイル株式会社が負担することとなるため、お早めに、具体的な費用負担の範囲等について、ソフトバンクモバイル株式会社との協議をお願いいたします。

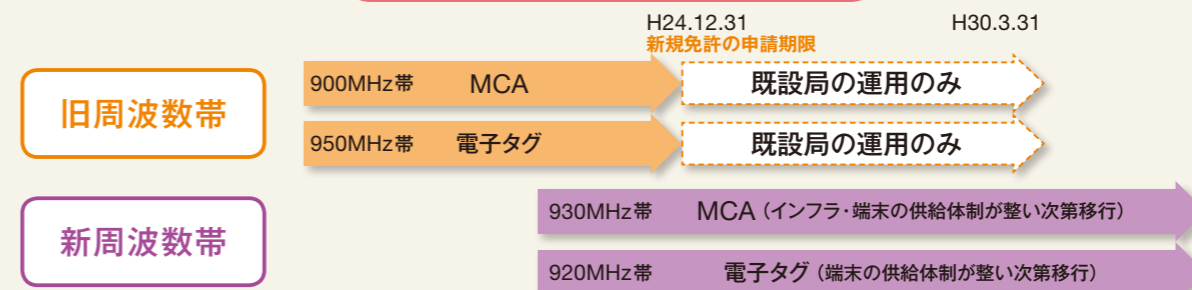
## MCA無線・電子タグシステムの周波数移行に対する受付・相談窓口

ソフトバンクモバイル株式会社

☎ **0800-919-0900** (通話料無料)

<http://www.softbankmobile.co.jp/ja/info/public/900mhz/>

## 移行スケジュール



詳細は総務省「700/900MHz帯周波数再編ポータルサイト」<http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/portal/> をご覧ください。

# 第62回全国統計大会を開催しました

全国統計大会は、10月18日「統計の日」の関連行事の一つとして、国、地方公共団体、関係団体等の統計関係者が一堂に会し、相互の交流と研さんを行い、我が国の統計の進歩発展と統計思想の普及啓発に資することを目的に開催しています。

## 第33回統計シンポジウム

表彰式に続き、第33回統計シンポジウムが開催されました。シンポジウムでは、まず「地域社会の活性化と統計の役割」をテーマとして、株式会社ちばぎん総合研究所取締役社長水野創氏による基調講演が行われました。

続いて、甲南大学特別客員教授の須田美矢子氏を座長としたパネルディスカッションが行われ、活気に満ちた地域社会を目指すための施策において、統計に求められる役割とは何か、について議論が行われ、意見交換が行われました。

また、会場の参加者からも意見が出されるなど、活発な意見交換が行われました。



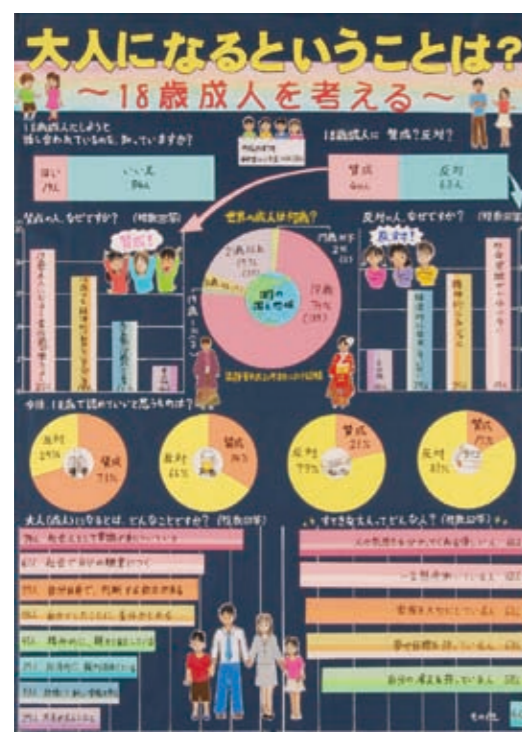
開会の様子



表彰状を授与される受賞者



シンポジウムの様子



総務大臣特別賞受賞作品  
新江 春佳さん(神奈川県)

座長: 甲南大学特別客員教授 須田 美矢子氏  
パネリスト: 三重大学人文学部教授 朝日 幸代氏 (50音順)  
兵庫県立大学地域創造機構教授 畑 正夫氏  
徳島県政策創造部統計調査課企画幹 牧田 修治氏  
(株)ちばぎん総合研究所取締役社長 水野 創氏



## 各種表彰

平成24年11月16日(金)、東京都渋谷区の国立オリンピック記念青少年総合センターにて、「第62回全国統計大会」が開催され、全国から統計関係者約720人が参加しました。

大会では、統計調査に関し、顕著な功績のあった方々に対する、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣による表彰のほか、戦後の統計再建に尽力した、故・大内兵衛博士の業績を記念して設けられた、大内賞の授与が行われました。

また、第60回統計グラフ全国コンクールの入賞者に対する表彰が行われました。

地方のかがやき

茨城県

# 常陸太田市

住民の団結力と行動力で  
地域力向上を図るまち

美しい山並みと水田に囲まれた北関東の自然の里。  
そこでは、地域を愛する住民の団結力と行動力で  
過疎化や高齢化の波をはねかえす取組を行っています。

撮影：宇賀神善之 写真提供：常陸太田市



茨城県  
常陸太田市

CITY PROFILE  
 人口：54,422人（平成24年12月1日現在）  
 面積：372.01km<sup>2</sup>  
 HP：http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/



大学生のフィールドワークを受け入れている里川町の町会長・荷見さん夫妻と、地域おこし協力隊の笹川さん。



常陸太田市を代表する竜神大吊橋。毎年春の鯉のぼりまつり、秋の紅葉まつりは、多くの観光客でにぎわう。



特産品のそば。常陸太田では、けんちん汁につけて食べるのが一般的。



150年前に建てられた古民家・荒時邸。伝統的な家屋を維持保存しており、気軽に古民家ステイを体験できる。

茨城県の北部、福島県との県境に位置する常陸太田市。県内で最も広大な市は、平成16年12月に旧常陸太田市と旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村が合併して誕生しました。市中部は、江戸時代には水戸徳川家の藩領地として発展し、徳川光圀公が晩年を過ごした西山荘や、水戸徳川家歴代藩主の墓所である瑞龍山などがあります。市の北部は、中山間地域を形成しており、そばの栽培がさかんです。

## 5人の女性が奮闘！ 地域おこし協力隊

常陸太田市には、都会からやってきた5名の女性が「地域おこし協力隊」として活躍しています。彼女たちはみな、同じ大学、学科出身の20代。「Reier（ルリエ）」というチームを結成して、地域資源の発掘、市内外へのPR活動、交流人口拡大に向けた様々な取組を行っています。常陸太田市に住居を移し、地域に溶け込みながらも「ワカモノ、ヨソモノ」の視点を生かし、「お宝マップ」の作成や、「地域食」の掘り起こしなど、地元住民では気づかない魅力をたくさん発見してきました。

地域で作り上げた人脈や、地域力創出の活動の経験から、後述の「域学連携事業」や「エコミュージアム活動」でも、プログラム作成や企画運営で重要な役割を担っており、今や、常陸太田市の活性化には欠かせない存在です。



「持方わくわく自然夢学校」で、流しそうめんを楽しむた  
くさんの子どもたち。毎回参加するリピーターも多い。



持方集落内のおス  
ポットに看板を設置。  
すべて住民たちが独自  
で行っている。

地方力  
2 地域住民が主導!

## エコミュージアム 活動による まちづくり

「地域まるごと博物館」の考  
え方のもと、常陸太田市では  
「エコミュージアム活動」に  
平成19年から取り組んでいま  
す。これは、地域で受け継が  
れてきた歴史文化、自然、産  
業、観光、食、人物などを  
地域の宝として再発見し、守  
り、育て、地域力の再生、交  
流人口の拡大、経済活動の向

上へ発展させることを目指す  
ものです。

とくに、市北部の持方集落  
では、住民がほぼ総動員で地  
域の課題について話し合い、  
その改善のために、植林活動、  
県内外の子どもたちを受け入  
れる自然体験の企画・運営、  
さらに在来種のこんにやくの  
加工・販売にも積極的に取り  
組んでいます。しかし、住民  
も高齢化してきており、この  
活発な地域活動を担う後継者  
の確保が今後の課題です。



山々に囲まれたのどか  
な持方集落。「にほん  
の里100選」に選定さ  
れている。



地方力  
1 大学と地域が連携して  
活性化を目指す!  
域学連携事業

里川町の地域住民と大学生たち。手に持っているのは、地域に伝わるピンク色の里川カボチャ。

常陸太田市では、学生にフ  
ールドワークの場を提供  
し、学生は地域の課題を解決  
することを目的とした実習を  
行う「域学連携地域づくり実  
証研究事業」の実証研究に、  
茨城大学、常磐大学、茨城キ  
リスト教大学と連携して取り  
組んでいます。

事業初年度となる今年、  
里美地区をフィールドに設  
定。9月に行われたフィール  
ドワークでは、「地域を知る」  
ことを目標に、そば打ち体験  
や農家民泊を通じて地域の魅  
力に触れました。大学で単位



地域住民から里  
美地区の伝統的  
な料理を学ぶ学  
生たち。



地域住民から、里川  
カボチャの起源につ  
いて説明を受ける学  
生たち。



## 住民の団結力が生み出す 子どもたちとの交流活動

持方集落代表 須賀川悦久さん

持方集落は、11世帯23名の小さ  
な集落です。子どもおらず、このま  
までは地域がさびれてしまうという危機感  
から、平成21年から親子を対象とし  
た「持方わくわく自然夢学校」を始め  
ました。毎回県内外問わず120人の  
親子が参加してくれています。

運営は、集落のみんなの手探りで  
す。週に何度も集まって、持方ならで

はの魅力は何か、どんな活動にしたら  
子どもたちが喜ぶか話し合いを重ね、  
行政や地域おこし協力隊と協力して  
行っています。

小さな集落の中になると、意識して  
外と交流を持たなければ、どんどん閉  
鎖的になってしまいます。持方集落で  
は、昔から何をすることも地域住民が協  
力して行ってきました。この団結力が、

子どもたちとの交流を生み出している  
のです。





須賀川さん夫妻と地域おこし協力隊の笹川さん。  
手にしているのは、婦人部が加工して販売している  
特産品「持方集落生玉合わせ手造りこんにやく」。

平成25年1月26日は第59回文化財防火デーです

# みんな 守ろう 文化財



 文化庁・消防庁 

第59回文化財防火デー消防訓練  
国宝二条城(京都府京都市)

この印刷物は古紙配合率70%再生紙を使用しています。